

聖籠町防災会議防災対策検討部会運営要綱を次のように定める。

平成二十三年七月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町告示第五十八号

聖籠町防災会議防災対策検討部会運営要綱

(設置)

第一条 聖籠町における防災対策のあり方を検討するため、聖籠町防災会議運営規程第八条の規定に基づき、聖籠町防災会議（以下「防災会議」という。）に防災対策検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 部会は、町の防災対策全般を調査、審議し、その結果を防災会議に報告する。

(組織)

第三条 部会の委員は、防災会議委員及び専門委員をもつて充て、十名以内で部会を組織する。

(部会長及び副部会長)

第四条 部会長は、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 副部会長は、部会に属する委員のうちから部会長が指名した委員とする。

3 部会長は部会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第六条 部会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第七条 この告示に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。